破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３９４号
埼玉県熊谷市村岡1840番地２、旧住所埼玉県熊谷市久保島699番地22
債務者　吉野百合子
１　決定年月日時　平成25年２月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１１号
埼玉県本庄市前原１丁目12番３―101号
債務者　杉　　晃夫
１　決定年月日時　平成25年２月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２２号
埼玉県東松山市大字東平1894番地110
債務者　藤井　律子（旧姓遠藤）
１　決定年月日時　平成25年２月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４１号
埼玉県深谷市上野台3179番地１　セゾン101―30号
債務者　栃木　　等
１　決定年月日時　平成25年２月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１７３号
富山県射水市射水町２丁目９番地　堀岡県営住宅３―108
債務者　竹内　　綾
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第６３号
長野県松本市並柳３丁目16番２号
債務者　古畑　光太
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２０８９号
福岡県春日市天神山１丁目95番地
債務者　溝口　修司
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２３６号
福岡県春日市塚原台３丁目123番地　セジュール古賀201号
債務者　重松　明子
１　決定年月日時　平成25年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２９８号
福岡市西区大字田尻55番地
債務者　中澤　輝男
１　決定年月日時　平成25年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２９９号
福岡市西区大字田尻55番地
債務者　中澤　愛子
１　決定年月日時　平成25年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３３１号
福岡市南区寺塚１丁目17番20号
債務者　東　三知子
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３９０号
福岡市博多区昭南町２丁目４番７―201号
債務者　鳥之海　誠
１　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３９１号
福岡市中央区梅光園団地２番514号
債務者　本田太市郎
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３９２号
福岡市南区西長住２丁目20番19号
債務者　田中　弘一
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３９３号
福岡市南区西長住２丁目20番19号
債務者　田中　玉美
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４０２号
福岡市城南区樋井川３丁目26番５号
債務者　中松佳奈子
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４３９号
福岡市南区高宮１丁目３番29―502号
債務者　藤原比呂子
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４５０号
福岡県大野城市錦町１丁目３番１―207号
古賀ビル
債務者　桑野由起子
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部